

○芦屋市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する事務処理要領

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条の規定により市長が行う建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請等に必要な図書)

第2条 要綱第3条第1項第8号により市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 長期優良住宅建築等計画等（変更）認定申請 添付図書一覧表（様式1）
- (2) 認定基準チェックシート（様式2）
- (3) 維持保全計画書（参考様式1）

(法第5条第1項から第5項に基づく認定申請の時期)

第3条 法第5条第1項から第5項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定申請は、当該長期優良住宅建築等計画にかかる住宅の建築等の着工前に行わなければならない。

(法第5条第1項から第7項に基づく認定申請に係る図書の提出)

第4条 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）が添付されていない長期優良住宅建築等計画等に係る申請にあつては副本2部）に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項（法第8条第2項において準用する場合にあつては省令第8条）に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第6条第2項（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）

の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4及び同法第88条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認の申請書次に掲げる図書（以下「確認の申請書等」という。）の正本及び副本2部を併せて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第18条第5項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあつては、要綱第3条第5号に定める通知書又はその写し
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定を受けなければならない場合にあつては、要綱第3条第6号に定める通知書又はその写し
(登録住宅性能評価機関への審査依頼)

第5条 市長は、法第5条第1項から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定申請において確認書等が添付されていない場合にあつては、法第6条第1項第1号の基準に係る審査を住宅品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）に依頼することができる。

(建築基準関係規定に係る計画の通知)

第6条 市長は、法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、長期優良住宅建築等計画の通知を行う場合は、通知書（様式3）に確認の申請書等を添えて行うものとする。

- 2 建築主事等は、法第6条第4項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、市長に対して確認済証（様式3の2）を交付するものとする。
- 3 建築主事等は、法第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、市長に対して通知書（様式3の3）を交付するものとする。

4 建築主事等は、法第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、市長に対して通知書（様式3の4）を交付するものとする。

（申請書の追加説明等）

第7条 市長は、申請書等により提出される図書によって、長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

2 市長は、確認書等の内容に疑義がある場合は、登録住宅性能評価機関に説明等を求めることができる。

3 法第6条第3項の規定により建築主事等に長期優良住宅建築等計画を通知した場合においては、建築主事等が申請者に追加の説明等を求めることができる。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、法第5条第1項から第7項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、認定又は承認を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨の届出書（様式5）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（建築等の取りやめ）

第10条 法第11条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第6条第1項の認定（法第8条第1項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく住宅の建築若しくは維持保全又は法第6条第1項の認定（法第8条第1項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の維持保全を取りやめようとするときは、取りやめる旨の届出書（様式6）の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（譲受人の決定等に伴う計画の変更認定の通知）

第11条 市長は、法第9条第1項の規定による譲受人の決定に伴う認定長期優良住宅建築等計画の変更を認定した場合は、変更認定通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第9条第3項の規定による区分所有住宅の管理者等の選任に伴う認定長期優良住宅建築等計画の変更を認定した場合は、変更認定通知書（様式7の2）により申請者に通知するものとする。

（譲受人の決定等に伴う計画の変更を認定しない旨の通知）

第12条 市長は、法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式8）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第9条第3項の規定による区分所有住宅の管理者等を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式8の2）により申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第13条 認定計画実施者は、認定を受けた住宅の建築工事が完了したとき、建築士により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことの確認を受けた場合は、工事完了報告書（様式9）の正本及び副本に、工事監理報告書（参考様式2）又は住宅品質法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添えて、建築士以外の者により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことの確認を受けた場合は、工事完了報告書（様式10）の正本及び副本に、工事監理報告書（参考様式3）又は住宅品質法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により市長から報告を求められた場合は、認定長期優良住宅状況報告書（様式11）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

3 認定計画実施者は、省令第7条の規定による軽微な変更を行ったとき（市長が必要と認めるときに限る）は、軽微な変更報告書（様式11の2）の正本及び副本に、変更に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（承認しない旨の通知）

第14条 市長は、法第10条の規定による地位の承継の申請に対し、その承認をしない場合は、承認しない旨の通知書（様式12）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第15条 市長は、法第13条第1項から第3項の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書（様式13）により認定計画実施者に通知するものとする。

（調査の協力）

第16条 市長は、申請者及び認定計画実施者に長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る調査等について、協力を要請することができる。

（認定の取消し）

第17条 法第6条第1項の認定（法第8条第1項の変更の認定を含む。）を取り消す場合において、法第14条第1項第1号又は第3号に該当することその他の事由により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式14）により、法第14条第1項第2号に該当することにより認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式15）により認定計画実施者に通知するものとする。

（認定等の証明）

第18条 法に基づく認定等の証明を求める者は、記載事項証明願（様式16）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画については、この要領を適用しない。

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○芦屋市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する事務処理要領

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、芦屋市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第5条の規定により市長が行う建築及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）及び維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請等に必要な図書)

第2条 要綱第3条第1項第8号により市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 長期優良住宅建築等計画等（変更）認定申請 添付図書一覧表（様式1）
- (2) 認定基準チェックシート（様式2）
- (3) 維持保全計画書（参考様式1）

(法第5条第1項から第5項に基づく認定申請の時期)

第3条 法第5条第1項から第5項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による長期優良住宅建築等計画の認定申請は、当該長期優良住宅建築等計画にかかる住宅の建築等の着工前に行わなければならない。

(法第5条第1項から第7項に基づく認定申請に係る図書の提出)

第4条 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）が添付されていない長期優良住宅建築等計画等に係る申請にあつては副本2部）に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項（法第8条第2項において準用する場合にあつては省令第8条）に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第6条第2項（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）

の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4及び同法第88条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認の申請書次に掲げる図書（以下「確認の申請書等」という。）の正本及び副本2部を併せて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第18条第5項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあつては、要綱第3条第5号に定める通知書又はその写し
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定を受けなければならない場合にあつては、要綱第3条第6号に定める通知書又はその写し
(登録住宅性能評価機関への審査依頼)

第5条 市長は、法第5条第1項から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画等の認定申請において確認書等が添付されていない場合にあつては、法第6条第1項第1号の基準に係る審査を住宅品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）に依頼することができる。

(建築基準関係規定に係る計画の通知)

第6条 市長は、法第6条第3項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、長期優良住宅建築等計画の通知を行う場合は、通知書（様式3）に確認の申請書等を添えて行うものとする。

- 2 建築主事等は、法第6条第4項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、市長に対して確認済証（様式3の2）を交付するものとする。
- 3 建築主事等は、法第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、市長に対して通知書（様式3の3）を交付するものとする。

4 建築主事等は、法第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、市長に対して通知書（様式3の4）を交付するものとする。

（申請書の追加説明等）

第7条 市長は、申請書等により提出される図書によって、長期優良住宅建築等計画等が法第6条第1項に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

2 市長は、確認書等の内容に疑義がある場合は、登録住宅性能評価機関に説明等を求めることができる。

3 法第6条第3項の規定により建築主事等に長期優良住宅建築等計画を通知した場合においては、建築主事等が申請者に追加の説明等を求めることができる。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、法第5条第1項から第7項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、認定又は承認を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨の届出書（様式5）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（建築等の取りやめ）

第10条 法第11条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第6条第1項の認定（法第8条第1項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく住宅の建築若しくは維持保全又は法第6条第1項の認定（法第8条第1項の変更の認定を含む。）を受けた長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の維持保全を取りやめようとするときは、取りやめる旨の届出書（様式6）の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（譲受人の決定等に伴う計画の変更認定の通知）

第11条 市長は、法第9条第1項の規定による譲受人の決定に伴う認定長期優良住宅建築等計画の変更を認定した場合は、変更認定通知書（様式7）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第9条第3項の規定による区分所有住宅の管理者等の選任に伴う認定長期優良住宅建築等計画の変更を認定した場合は、変更認定通知書（様式7の2）により申請者に通知するものとする。

（譲受人の決定等に伴う計画の変更を認定しない旨の通知）

第12条 市長は、法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式8）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第9条第3項の規定による区分所有住宅の管理者等を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式8の2）により申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第13条 認定計画実施者は、認定を受けた住宅の建築工事が完了したとき、建築士により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことの確認を受けた場合は、工事完了報告書（様式9）の正本及び副本に、工事監理報告書（参考様式2）又は住宅品質法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添えて、建築士以外の者により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したことの確認を受けた場合は、工事完了報告書（様式10）の正本及び副本に、工事監理報告書（参考様式3）又は住宅品質法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定により市長から報告を求められた場合は、認定長期優良住宅状況報告書（様式11）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

3 認定計画実施者は、省令第7条の規定による軽微な変更を行ったとき（市長が必要と認めるときに限る）は、軽微な変更報告書（様式11の2）の正本及び副本に、変更に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（承認しない旨の通知）

第14条 市長は、法第10条の規定による地位の承継の申請に対し、その承認をしない場合は、承認しない旨の通知書（様式12）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第15条 市長は、法第13条第1項から第3項の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書（様式13）により認定計画実施者に通知するものとする。

（調査の協力）

第16条 市長は、申請者及び認定計画実施者に長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る調査等について、協力を要請することができる。

（認定の取消し）

第17条 法第6条第1項の認定（法第8条第1項の変更の認定を含む。）を取り消す場合において、法第14条第1項第1号又は第3号に該当することその他の事由により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式14）により、法第14条第1項第2号に該当することにより認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式15）により認定計画実施者に通知するものとする。

（認定等の証明）

第18条 法に基づく認定等の証明を求める者は、記載事項証明願（様式16）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画については、この要領を適用しない。

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長期優良住宅建築等計画等(変更)認定申請 添付図書一覧表

R04.10.1版

申請に必要な図書	部数	添付図書チェック欄		
		認定		変更
		確認書または住宅性能評価書あり	その他	既認定あり
規則第2条関係				
設計内容説明書	2部			
付近見取図	2部			
配置図	2部			
仕様書(仕上げ表)	2部			
各階平面図	2部			
床面積求積図	2部			
立面図(2面以上)	2部			
断面図又は矩計図	2部			
基礎伏図	2部			
各階床伏図	2部			
小屋伏図	2部			
各部詳細図	2部			
各種計算書	2部			
用途別床面積表	2部			
機器表	2部			
状況調査書(既存住宅において増築・改築を行う場合及び工事を伴わず既存住宅の認定を行う場合)	2部			
工事履歴書(工事を伴わず既存住宅の認定を行う場合)	2部			
芦屋市が必要と認める図書				
添付図書一覧表	1部			
認定基準チェックシート	1部			
維持保全計画書	2部			
登録住宅性能評価機関が交付した確認書または住宅性能評価書	正(写し)・副(原本)			
登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式認定書等	2部			
申請にかかる建築物の一部が既に認定を受けている場合の認定通知書(写)	2部			
建築基準法関係規定に係る審査を申し出る場合				
建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書	2部			
その他の図書(図書名:)	2部			
委任状	1部			

認定基準チェックシート

* 該当するものにチェックを入れてください。

R05. 4. 1版

	項目	チェック欄	注意事項	※審査者 チェック欄
第 1 号	構造	☐ 長期使用構造等である		☐
第 2 号	面積	☐ 戸建住宅 75㎡以上 ☐ 上記以外 40㎡/戸以上 (共用部分を除く)	・バルコニーや車庫等を除く床面積とすること。	☐
		☐ 少なくとも一の階 40㎡以上	・階段部分の面積を除く。 ただし、階段下収納等居住スペースとして使用している場合は、除外不要。	
第 3 号	居住環境	☐ 下記の区域外		☐
		☐ 促進区域内 ☐ 都市計画施設の区域内※ 1 ☐ 市街地開発事業の区域内 ☐ 市街地開発事業等予定区域内 ☐ 改良区域内	・申請住宅を左記の区域内に建築しようとする場合、認定不可。 (ただし書に該当する場合はこの限りでない※ 2)	
第 4 号	災害配慮	☐ 下記の区域外		☐
		☐ 土砂災害特別警戒区域内	・申請住宅を左記の区域内に建築しようとする場合、認定不可。 (ただし書に該当する場合はこの限りでない※ 2)	
		☐ 災害危険区域	・許可通知書の写しを添付すること。 (ただし書に該当する場合はこの限りでない※ 2)	
第 5 号	維持保全期間	☐ 維持保全期間が30年以上		☐

(注意)

※ 1 敷地の一部に都市計画施設が含まれる計画で、建築をしようとする住宅が都市計画施設に含まれない場合は除く。

※ 2 要綱第 2 条第 1 項又は第 2 項のただし書(裏面参照)に該当することが明らかであることがわかる書類を添付すること。なお、事業完了している場合は不要とする。

様式3

第 年 月 号
日

建築主事又は建築副主事 様

芦屋市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画について（通知）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）第6条第2項に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定申請に併せて、別添のとおり、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書等の提出がありましたので、長期優良住宅法第6条第3項及び芦屋市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務処理要領第6条第1項に基づき、通知します。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

第 号
年 月 日

芦屋市長 様

建築主事又は建築副主事 印

下記による確認申請書に記載の計画は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 1 通知年月日 年 月 日付け 第 号
- 2 建築場所、設置場所、築造場所
【地名地番】
- 3 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - 【1 主要用途】
 - 【2 工事種別】 ☐新築☐増築☐改築☐移転☐用途変更☐大規模の修繕☐大規模の模様替
 - 【3 延べ面積】 申 請 部 分: m^2
申 請 以 外 の 部 分: m^2
合 計: m^2
 - 【4 申請棟数】 棟
 - 【5 主たる建築物の構造】
 - 【6 主たる建築物の階数】
地階を除く階数(地上階数) 階
地階の階数 階
 - 【7 天空率の適用】 ☐有 ☐無
☐道路高さ制限 ☐隣地高さ制限 ☐北側高さ制限
- 4 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
- 5 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
- 6 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書

第 号

年 月 日

芦屋市長

様

建築主事又は建築副主事

印

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

(理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することがで
きない旨の通知書

第 号
年 月 日

芦屋市長

様

建築主事又は建築副主事

印

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により通知します。

記

1 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2 建築場所、設置場所又は築造場所

（理由）

（備考）

認定しない旨の通知書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

第 年 月 日 号

様

芦屋市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第8条第2項の規定により準用される同法第5条）第 項 の規定により申請のあった下記の長期優良住宅建築等計画等について、下記の理由により認定をしないことを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、芦屋市を被告として（訴訟において芦屋市を代表する者は芦屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

様式5

(新築／増築・改築／既存)

 (認定
承認)

 の申請を取り下げる旨の届出書

年 月 日

芦屋市長 様

届出者 住所
氏 名

次の認定（承認）の申請を取り下げたいので、芦屋市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する事務処理要領第9条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定等申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定等申請受付年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申出）
有 無
- 4 申請に係る住宅の位置
- 5 取り下げる理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意) 1 この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

- 2 ※受付欄は記入しないでください。
- 3 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式6

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

芦屋市長 様

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 取りやめる理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
- 2 ※受付欄は記入しないでください。
 - 3 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 4 届出時には、併せて「既認定（承認）通知書の原本」等を提出してください。

変 更 認 定 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 年 月 号

(分譲事業者)

様

(譲受人)

様

芦屋市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による同法第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同法第8条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日
- 2 分譲事業者の住所又は主たる事業所の所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名
- 3 譲受人の住所又は主たる事業所の所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名
- 4 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 5 認定に係る住宅の位置
- 6 認定に係る住宅の構造
- 7 当初認定時の工事種別

変 更 認 定 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 年 月 号

(区分所有住宅分譲事業者)

様

(区分所有住宅の管理者等)

様

芦屋市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定による同法第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同法第8条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

- 1 申請年月日
- 2 区分所有住宅分譲事業者の住所又は主たる事業所の所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名
- 3 区分所有住宅の管理者等の住所又は主たる事業所の所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名
- 4 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 5 認定に係る住宅の位置
- 6 認定に係る住宅の構造
- 7 当初認定時の工事種別

認定しない旨の通知書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 年 月 日 号

(分譲事業者)

様

(譲受人)

様

芦屋市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定により申請のあった下記の長期優良住宅建築等計画について、下記の理由により、認定をしないことを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、芦屋市を被告として（訴訟において芦屋市を代表する者は芦屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

認定しない旨の通知書
(新 築 / 増 築・改 築)

第 年 月 日 号

(区分所有住宅分譲事業者)

様

(区分所有住宅の管理者等)

様

芦屋市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定により申請のあった下記の長期優良住宅建築等計画について、下記の理由により、認定をしないことを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、芦屋市を被告として（訴訟において芦屋市を代表する者は芦屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

芦屋市長 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、同法第12条に基づく報告を行います。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
(地名地番)
(住居表示)
- 4 認定計画実施者の氏名又は名称
- 5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事期間
年 月 日～ 年 月 日
- 7 法第5条第1項から第5項に基づく認定申請時における確認書等の添付の有無 (有 ・ 無)
- 8 工事中の軽微な変更
(1) 長期使用構造等に係る軽微な変更 (有 ・ 無)
(「有」の場合)

確認した登録住宅性能評価機関名	確認年月日	確認を行った者の氏名
第7欄が「無」の場合、軽微な変更の内容		

- (2) 長期使用構造等以外の軽微な変更 (有 ・ 無)
(「有」の場合)

軽微な変更の内容

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※受付欄は記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 報告時には、併せて「建設住宅性能評価書の写し」又は「工事監理報告書（参考様式2）」を提出してください。
- 4 軽微な変更がある場合は、「変更に係る図書」を提出してください。
ただし、第7欄が「有」のとき、第8欄(1)に登録住宅性能評価機関名等を記載した場合は、当該長期使用構造等の「変更に係る図書」の提出が省略できます。
- 5 軽微変更該当証明書を添付する場合、第8欄(1)表中の記載及び当該長期使用構造等の「変更に係る図書」の提出は不要です。
- 6 工事完了後、速やかに提出してください。

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

芦屋市長 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、同法第12条に基づく報告を行います。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
(地名地番)
(住居表示)
- 4 認定計画実施者の氏名又は名称
- 5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した施工者
() 許可 (—) 第 号
名称
所在地
主任技術者氏名
- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事期間
年 月 日～ 年 月 日
- 7 法第5条第1項から第5項に基づく認定申請時における確認書等の添付の有無 (有 ・ 無)

8 工事中の軽微な変更

- (1) 長期使用構造等に係る軽微な変更 (有 ・ 無)

(「有」の場合)

確認した登録住宅性能評価機関名	確認年月日	確認を行った者の氏名
第7欄が「無」の場合、軽微な変更の内容		

- (2) 長期使用構造等以外の軽微な変更 (有 ・ 無)

(「有」の場合)

軽微な変更の内容

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 ※受付欄は記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 報告時には、併せて「建設住宅性能評価書の写し」又は「工事監理報告書（参考様式3）」を提出してください。
- 4 軽微な変更がある場合は、「変更に係る図書」を提出してください。
ただし、第7欄が「有」のとき、第8欄(1)に登録住宅性能評価機関名等を記載した場合は、当該長期使用構造等の「変更に係る図書」の提出が省略できます。
- 5 軽微変更該当証明書を添付する場合、第8欄(1)表中の記載及び当該長期使用構造等の「変更に係る図書」の提出は不要です。
- 6 工事完了後、速やかに提出してください。

認定長期優良住宅状況報告書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

芦屋市長 様

報告者 住 所
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画等に基づく次の住宅の建築又は維持保全の状況について、次のとおり報告します。

記

1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号

2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 認定計画実施者の氏名

5 建築又は維持保全の内容

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
- 2 ※受付欄は記入しないでください。
- 3 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

認定長期優良住宅軽微な変更報告書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

芦屋市長 様

報告者 住 所
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 7 条に規定する軽微な変更を行ったので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条に基づく報告を行います。

記

1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号

2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 認定計画実施者の氏名

5 法第 5 条第 1 項から第 5 項に基づく認定申請時における確認書等の添付の有無 (有 ・ 無)

6 軽微な変更の内容

(1) 長期使用構造等に係る軽微な変更 (有 ・ 無)
(「有」の場合)

確認した登録住宅性能評価機関名	確認年月日	確認を行った者の氏名
第 5 欄が「無」の場合、軽微な変更の内容		

(2) 長期使用構造等以外の軽微な変更 (有 ・ 無)
(「有」の場合)

軽微な変更の内容

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- (注意) 1 この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
- 2 ※受付欄は記入しないでください。
- 3 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 4 報告時には、併せて「変更に係る図書」等を提出してください。
ただし、第5欄が「有」のとき、第6欄(1)に登録住宅性能評価機関名等を記載した場合は、当該長期使用構造等の「変更に係る図書」の提出が省略できます。
- 5 軽微変更該当証明書を添付する場合、第6欄(1)表中の記載及び当該長期使用構造等の「変更に係る図書」の提出は不要です。

承認しない旨の通知書

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

第 年 月 日

様

芦屋市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第14条の規定により提出のあった下記の長期優良住宅建築等計画等について、下記の理由により、承認をしないことを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、芦屋市を被告として（訴訟において芦屋市を代表する者は芦屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の承認申請受付番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の承認申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 理由

改善命令書

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

第 年 月 日

様

芦屋市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、芦屋市を被告として（訴訟において芦屋市を代表する者は芦屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

- 3 認定に係る住宅の位置

- 4 認定計画実施者の氏名

- 5 命ずる措置

- 6 改善の期限

認定取消通知書

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

第 号
年 月 日

様

芦屋市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第 号の規定によりその認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、芦屋市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、芦屋市を被告として（訴訟において芦屋市を代表する者は芦屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 認定計画実施者の氏名

5 理由

認定取消通知書

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

第 年 月 日

様

芦屋市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画等について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名

記 載 事 項 証 明 書

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項に基づく認定通知等

証明住宅の概要	認定計画実施者					
	地名地番					
	工事種別	新築 / 増築・改築 / 既存				
	床面積の合計	平方メートル				
	建て方	一戸建ての住宅 / 共同住宅等				
	構造	造 一部 造				
	備考					
証明事項	認定通知	第	号	年	月	日
	変更認定通知	第	号	年	月	日
	譲受人の決定等に伴う変更認定通知	第	号	年	月	日
	地位承継承認	第	号	年	月	日
	完了報告	年 月 日				
	確認同時申請	有り / 無し				
	備考					

上記事項は台帳原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

芦屋市長 印

維持保全計画書（ 年間）

点検部位	主な点検項目	点検の 時期	定期的な手入れ等	更新・取替の時期、 内容

留意事項等

認定計画実施者からの依頼を受け維持保全を行う事業者を記載してください。
なお、維持保全の期間のうち一部の期間のみ行う事業者はその期間を申請書第4面2に明記してください。

事業者の名称	
事業者の住所	〒
事業者の電話番号	
事業者のE-mail	

工事監理報告書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

様

(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称

認定長期優良住宅建築等計画に従って、下記のとおり建築が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の概要

建築主氏名	
地名地番	
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 認定基準適合について

基準項目	照合結果	備考
構造躯体等の劣化対策	適合 ・ 不適合	
耐震性	適合 ・ 不適合	
維持管理・更新の容易性	適合 ・ 不適合	
省エネルギー対策	適合 ・ 不適合	
住宅の専用面積	適合 ・ 不適合	
居住環境の維持及び向上への配慮	適合・不適合・該当なし	
自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮	適合 ・ 不適合	
可変性	適合・不適合・該当なし	共同住宅及び長屋のみ
高齢者等対策	適合・不適合・該当なし	共同住宅等の共用部分のみ

工事監理報告書
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

様

() 許可 (ー) 第 号
名称
所在地
主任技術者氏名

認定長期優良住宅建築等計画に従って、下記のとおり建築が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の概要

建築主氏名	
地名地番	
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 認定基準適合について

基準項目	照合結果	備考
構造躯体等の劣化対策	適合 ・ 不適合	
耐震性	適合 ・ 不適合	
維持管理・更新の容易性	適合 ・ 不適合	
省エネルギー対策	適合 ・ 不適合	
住宅の専用面積	適合 ・ 不適合	
居住環境の維持及び向上への配慮	適合・不適合・該当なし	
自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮	適合 ・ 不適合	
可変性	適合・不適合・該当なし	共同住宅及び長屋のみ
高齢者等対策	適合・不適合・該当なし	共同住宅等の共用部分のみ